

## いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪・関西万博の開催を契機に、まちの賑わい創出や交流人口の増加を目的として市民団体等が実施する事業に対し、その事業に要する経費を予算の範囲内において補助することについて、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 対象団体は、泉大津市内を中心に活動している市民団体又は泉大津市内で事業活動を行う事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は補助対象団体としない。

- (1) 政治又は宗教活動を行うことを目的とする団体
- (2) 構成員に泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が含まれている団体

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める対象団体が行う事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、既存の事業については、まちの賑わい創出や交流人口の増加等につながるよう、内容の充実を図ったものを対象とする。

- (1) 市内で開催され、一般市民が広く参加できること。
- (2) 市が指定する日及び令和7年9月1日から11月30日までの間に、1回以上の事業を実施すること。
- (3) 事業内容が以下のいずれかの要件に該当すること。
  - ア 大阪・関西万博のテーマや理念と整合性があること
  - イ 全国共通の社会課題の解決に資する内容を有すること
  - ウ まちの賑わい創出に寄与すること

- エ 市の魅力向上に寄与すること
- オ 地域産業の振興につながること
- カ 文化、芸術の振興につながること
- キ 次世代の育成につながること
- ク 環境保全につながること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) 他に市から補助を受けている事業（他の補助金と補助対象経費が重複しない部分は除く。）
- (6) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助の対象経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、別表に掲げる経費以外のものであっても市長が認めたときはこの限りではない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1団体につき50万円を上限とする。

2 複数の団体が連携して実施する事業については、50万円に団体数を乗じた金額とし、その総額は150万円を上限とする。

（認定申請）

第6条 補助金の交付を受けて事業を行おうとする者は、別に定める申請期日までに、まちなか万博事業応募申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 団体概要書（複数の団体が連携して実施する場合は、すべての団体）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、同一団体につき、単独又は連携を含めて1事業に限り提出することができる。

(審査及び認定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、まちなか万博事業選定委員会に補助金の交付対象事業を審査させるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査において、まちなか万博事業として適當と認められたときは、まちなか万博事業として決定し、まちなか万博事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により認定された事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、別に定める申請期日までに、まちなか万博事業補助金交付申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、まちなか万博事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により実施団体に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第10条 実施団体は、規則第15条に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、まちなか万博事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求内容が適當と認めたときは、実施団体に対し、概算払で補助金を交付する。

(事業の内容変更)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた実施団体は、規則第5条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、まちなか万博事業交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、同条第3号に掲げる承認を受けようとするときは、まちなか万博事業中止（廃

止) 承認申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨をまちなか万博事業補助金変更決定通知書（様式第8号）又はまちなか万博事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、実施団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 実施団体は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、まちなか万博事業実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の詳細が分かる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、まちなか万博事業補助金確定通知書（様式第11号）により実施団体に通知するものとする。

2 市長は、規則第12条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 実施団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第14条 実施団体は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかにまちなか万博事業補助金請求書（様式第12号）により市長に請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を実施団体に交

付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の交付の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、実施団体にまちなか万博事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

- (1) 実施団体が、この要綱に違反したとき。
- (2) 実施団体が、第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 実施団体が、第2条第2項の規定に該当したとき。
- (4) 実施団体が、第11条に規定する承認を受けたとき。
- (5) 実施団体が、虚偽又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 前項による補助金の取消しによって生じた損害・補償等については、市は一切の責任を負わない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、まちなか万博事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(免責)

第17条 補助金の交付を受けて実施した事業において発生した事故及び損害については、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分       | 主なもの                                  |
|----------|---------------------------------------|
| 報償費      | 講師又は専門家への謝礼等                          |
| 旅費       | 交通費、宿泊費等                              |
| 需用費      | 消耗品費、印刷製本費、食糧費（補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）等 |
| 役務費      | 通信運搬費、保険料、翻訳料等                        |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機械器具の借上料等                       |
| 備品購入費    | 事業の実施に必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの    |

備考 次の経費は、補助対象としない。

- 1 団体の構成員等に対する人件費、謝礼（報償費）、旅費及び食糧費
- 2 団体の運営に関する経常的な経費

## 様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

## まちなか万博事業応募申請書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

まちなか万博事業を実施したいので、次のとおり申請します。

|          |                             |                                   |     |
|----------|-----------------------------|-----------------------------------|-----|
| 事業の名称    |                             |                                   |     |
| 事業の目的    |                             |                                   |     |
| 連携団体     | <input type="checkbox"/> 無し | <input type="checkbox"/> 有り (団体数) | 団体) |
| 補助金申請予定額 | 円                           |                                   |     |

## 【コアイベント】

|       |   |  |  |
|-------|---|--|--|
| イベント名 |   |  |  |
| 区分    | <input type="checkbox"/> 新規イベント <input type="checkbox"/> 既存イベント (既存の場合は下記も記入)<br>拡充点: |  |  |
| 予定日   | 令和7年9月21日 (土)   |  |  |
| 予定場所  |   |  |  |
| 参加費等  | <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( 円)                          |  |  |
| 内容    |   |  |  |

## 【オリジナルイベント】

|       |   |  |  |
|-------|---|--|--|
| イベント名 |   |  |  |
| 区分    | <input type="checkbox"/> 新規イベント <input type="checkbox"/> 既存イベント (既存の場合は下記も記入)<br>拡充点: |  |  |
| 予定日   |   |  |  |
| 予定場所  |   |  |  |
| 参加費等  | <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( 円)                          |  |  |
| 内容    |   |  |  |

|         |  |      |  |
|---------|--|------|--|
| 担当者氏名   |  | 電話番号 |  |
| 担当者Eメール |  |      |  |

(添付書類) 1. 収支予算書 別紙1のとおり 2. 団体概要書 別紙2のとおり 3. その他の添付書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業認定通知書

年 月 日付けで応募申請のありました事業については、下記のとおりまちなか万博事業に決定しましたので、いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第7条第2項に基づき通知します。

記

1 事業の名称

2 事業の予定時期

3 事業の予定場所

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業補助金交付申請書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 事業に要する経費 金 円

うち補助申請額 金 円

様式第4号（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、  
いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第9条に基づき、下記のと  
おり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金の額 金 円

3 補助金の交付の条件

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業補助金概算払請求書

団体名

住 所

代表者氏名

印

いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり補助金を概算請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金概算請求額 金 円

3 交付決定日・番号 令和 年 月 日付 第 号

4 補助金の振込先

|         |      |  |
|---------|------|--|
| 金融機関名   |      |  |
| 支 店 名   |      |  |
| 預 金 種 別 |      |  |
| 口 座 番 号 |      |  |
| 口座名義人   | カタカナ |  |
|         | 漢 字  |  |

様式第6号（第11条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業交付決定内容変更承認申請書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり内容を変更したいので、いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき承認申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

(1) 補助金変更申請額 金 円

(2) 事業の変更内容

3 変更の理由

様式第7号（第11条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業中止（廃止）承認申請書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）をしたいので、いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき承認申請します。

記

1 事業の名称

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の期日 令和 年 月 日

様式第8号（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました事業の計画変更を承認しましたので、いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第11条第2項に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を変更します。

記

1 事業の名称

2 変更後の補助金額 金 円

3 計画変更の内容

4 補助金の交付の条件

様式第9号（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のありました下記事業につきまして、次のとおりを承認することに決定しましたので、いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第11条第2項に基づき、通知いたします。

記

1 事業の名称

2 交付決定日・番号 令和 年 月 日付 第 号

3 中止（廃止）の期日 令和 年 月 日

様式第10号（第12条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業実績報告書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の受けた事業を完了  
したので、いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第12条に基づ  
き、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業実績及び効果

3 交付決定日・番号 令和 年 月 日付 第 号

4 添付書類

- (1) 補助対象事業の詳細が分かる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他

様式第11号（第13条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定したいず  
みおおつまちなか万博事業補助金の額について、いづみおおつまちなか万  
博事業補助金交付要綱第13条第1項に基づき、下記のとおり決定したの  
で通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金の確定額 金 円

3 既に交付した補助金額 金 円

4 補助金の残額又は超過交付した額

□補助金の残額 金 円

□超過交付した額 金 円

様式第12号（第14条関係）

令和 年 月 日

まちなか万博事業補助金請求書

泉大津市長 様

団体名

住 所

代表者氏名

印

いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第14条第1項に基づき、  
補助金を下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金の確定額 金 円

3 既に交付した補助金額 金 円

4 補助金の請求額 金 円

5 補助金の振込先

|         |      |  |
|---------|------|--|
| 金融機関名   |      |  |
| 支 店 名   |      |  |
| 預 金 種 別 |      |  |
| 口 座 番 号 |      |  |
| 口座名義人   | カタカナ |  |
|         | 漢 字  |  |

様式第13号（第15条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した（額の確定をした）補助金について、いづみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第15条第1項に基づき、当該交付決定の全部又は一部を取り消しましたので、次のとおり通知します。

記

|                  |   |
|------------------|---|
| 補助金交付<br>決定（確定）額 | 円 |
| 取消理由             |   |

様式第14号（第16条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

泉大津市長 印

まちなか万博事業補助金返還命令書

年 月 日に交付した補助金について、いざみおおつまちなか万博事業補助金交付要綱第16条に基づき、次のとおり返還するよう命じます。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 返還理由     |       |
| 交付済補助金額  | 円     |
| 返還補助金額   | 円     |
| 返還金の納入期限 | 年 月 日 |